

「七十七グループ税務指針」の策定について

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）は、七十七グループとしての税務に対する取組指針を明確化する観点から、「七十七グループ税務指針」を策定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

七十七グループは、事業展開先の各国・地域における税法を遵守して事業活動を行うとともに、税務リスクの極小化および税金費用の最適化に取り組むことを通じて、企業価値向上を図ってまいります。

記

1. 策定する税務指針

(1) 名称

七十七グループ税務指針

(2) 内容

別紙のとおり

2. 策定日

2025年4月1日（火）

以上

(関連するSDGs)

**SDGs (Sustainable Development Goals)**

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言 ～ もっと、ずっと、地域と共に。～」を表明し、SDGsに対する取組みを更に強化するため、2021年10月より「SDGs実践計画」を策定しております。



(別紙)

七十七グループ税務指針

1. 目的

「七十七グループ税務指針」は、七十七グループが、その事業展開先の各国・地域における税法を遵守して事業活動を行うとともに、税務リスクの極小化および税金費用の最適化に取り組むことを通じて、企業価値向上を図ることを目的とします。

2. 税務リスクの極小化

(1) 七十七グループは、各国・地域において適用される税法を遵守し、税務リスクの極小化に取り組みます。

(2) 七十七グループは、税務コンプライアンスの充実に努めるとともに、教育・研修の実施等により税務コンプライアンスの意識の向上に努めます。

3. 税金費用の最適化

(1) 七十七グループは、各国・地域の税法により許容される二重課税の排除や優遇税制の適切な活用等の手法により、税金費用の最適化に取り組みます。

(2) 七十七グループは、税金費用の最適化において、税法等の遵守と事業合理性を重視し、意図的な租税回避行為は行いません。

4. 移転価格税制

七十七グループは、国外関連者との取引にかかる移転価格の設定等に際しては、各国・地域における税法と合わせて、OECDが公表している租税に関するガイドライン等にも準拠して事業活動を行います。

5. 税務当局との関係性

七十七グループは、税務当局に対して、協力的かつ誠実で透明性のある対応を行い、信頼関係を維持します。